

リノベーションまちづくり専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、空き家、空き店舗などの遊休不動産のリノベーションを通して、地域に新たな雇用や産業を生み出すなど、地域の活性化に寄与するリノベーションまちづくり関連の事業（以下「リノベーション関連事業」という。）を促進するため、リノベーションの専門家を派遣する「リノベーションまちづくり専門家派遣事業（以下「事業」という。）」の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県内に所在する遊休不動産の活用等を目的としたリノベーション関連事業を、市町村や商工会議所・商工会と連携して実施する団体又は事業者
- (2) 県内商店街の活性化について、市町村や商工会議所・商工会と連携して取り組む団体又は事業者

(専門家派遣の申請等)

第3条 専門家の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リノベーションまちづくり専門家派遣申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を県に提出するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教法人

(専門家派遣の決定)

第4条 県は、第3条の申請内容を検討し、地域の活性化に寄与する事業であるとともに、一過性ではない継続的な事業効果が見込まれると認めるときは、リノベーションまちづくり専門家派遣依頼書（第2号様式）により専門家に派遣を依頼するものとする。

2 第1項による依頼を受諾した専門家は、リノベーションまちづくり専門家派遣受諾書（第3号様式）を県に提出するものとする。

3 県は、前項により専門家の派遣を決定したときは、申請者に対し、リノベーションまちづくり専門家派遣決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(専門家派遣の否決)

第5条 県は、次の各号に掲げるいずれかに該当する申請については、派遣をしない。

- (1) 一般的な経営知識、技術等に終始する、又は社員や経営者を対象とした研修での講義が主体であるなど、特定の経営課題を解決するための診断助言と認められないとき
- (2) 申請者が、過去に本事業において、同一あるいはそれと同等と判断される内容で診断助言を受けた専門家（当該専門家が属している又は属していた企業に属する他の専門家を含む）を指定したとき
- (3) 予定の期間内に事業を完了することが不可能若しくは著しく困難であることが明らかなとき。
- (4) 県へ申請書を提出する前に、既に特定の経営課題を解決するための専門家の派遣が決定していたとき

- (5) 申請者及び申請者の役員等主要な構成員に暴力団等に該当する者が含まれていることが確認されたとき
- (6) その他、本事業により専門家を派遣することが不適切であると判断したとき

(完了報告書の提出)

第5条 専門家は、訪問完了後、速やかに完了報告書（第5号様式）を県に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 申請者は、専門家の派遣完了後、20日以内にリノベーションまちづくり専門家派遣実績報告書（第6号様式）を県に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 県は、専門家に対する謝金及び旅費を負担する。

2 前項の謝金の額は、派遣1回当たり上限を2万円とし、それを超える分は申請者の負担とする。

また、申請者は1度の申請につき3回まで県による謝金の負担を受けることができる。

3 第1項の旅費は、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年4月1日条例第24号）に基づき算出する。

(実施期間)

第8条 本事業の実施期間は、申請書及び実績報告書の提出を含め、派遣を決定した年度の3月末までとする。

(事後調査)

第9条 県は、専門家派遣終了後の申請者の状況把握及び制度利用の効果測定などを目的とした調査を実施することができるものとし、申請者は当該調査に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月2日から施行する。